様式１

整理番号	健康－法申－82

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分の名称	一般廃棄物処理施設設置者の合併及び分割の認可
概　要	廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物処理施設の設置許可の要件に申請者の能力等が規定されていることから、許可を受けた法人に合併（許可を受けた法人が存続する場合は除く。）又は分割があった場合は、合併後存続する法人、合併により設立された法人、又は分割により当該施設を承継する法人は施設の維持管理を的確に、かつ継続して行えるものとして、大阪市長の認可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の６第１項 大阪市一般廃棄物処理施設に関する事務取扱要領 （健康局健康推進部生活衛生課窓口にて設置）
審査基準	申請が次の各号のいずれにも適合していることが必要。 １　申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従つて当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 ２　申請者が法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
標準処理期間	処分期間　　６０日間 ※ただし、標準処理期間には、次の項目を含まない。 ・　補正に要した期間及び返却期間 ・　申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 ・　本市の勤務を要しない日の日数
経由日数	なし
提出先	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
提出時期	随時
提出方法	合併・分割認可申請書及び添付書類各２部を健康局健康推進部生活衛生課へ提出してください。手数料は申請時に市役所内にある大阪市公金収納取扱金融機関へ納入してください。
手数料	94,000円
相談窓口	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
ホームページ	
備　考	